［14・15　略］

16　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D + E}{5{,}220\text{ 円} \times A}$$

5,220 円× A に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した額

算式

6,641 千円× b_1 ×｛（b_2 × b_3）＋ b_4｝

（b_2 × b_3）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 b_1 ×｛（b_2 × b_3）＋ b_4｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,711 千円× c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋ c_4｝

（c_2 × c_3）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋ c_4｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,662 千円×（d_1 ＋ d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.16）× d_3｝／（d_1 ＋ d_2）+d_5］

d_1 ×（d_3 × d_4）、（d_2 × 1.16）、（d_2 × 1.16）× d_3 又は（d_1 ＋ d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.16）× d_3｝／（d_1 ＋ d_2）＋ d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3 × d_4）又は｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.16）× d_3｝／（d_1 ＋ d_2）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,544 千円× e_1 ＋ 4,390 千円× e_2

［略］

［17　略］

18　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一の A に定める率を乗じて得た率と同表の B に定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した

［14・15　同上］

16　「その他の教育費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の算式により算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D + E}{5{,}140\text{ 円} \times A}$$

5,140 円× A に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の算式によつて算定した額

算式

6,652 千円× b_1 ×｛（b_2 × b_3）＋ b_4｝

（b_2 × b_3）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 b_1 ×｛（b_2 × b_3）＋ b_4｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

6,714 千円× c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋ c_4｝

（c_2 × c_3）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、 c_1 ×｛（c_2 × c_3）＋ c_4｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

D　次の算式によつて算定した額

算式

6,564 千円×（d_1 ＋ d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.16）× d_3｝／（d_1 ＋ d_2）+d_5］

d_1 ×（d_3 × d_4）、（d_2 × 1.16）、（d_2 × 1.16）× d_3 又は（d_1 ＋ d_2）×［｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.16）× d_3｝／（d_1 ＋ d_2）＋ d_5］に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（d_3 × d_4）又は｛d_1 ×（d_3 × d_4）＋（d_2 × 1.16）× d_3｝／（d_1 ＋ d_2）に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

E　次の算式によつて算定した額

算式

1,544 千円× e_1 ＋ 5,203 千円× e_2

［同左］

［17　同上］

18　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該市町村の評点に別表第一の A に定める率を乗じて得た率と同表の B に定める率を合算した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に次の算式により算定した